

諸橋久太郎殿

平市公報

第四號

昭和十三年七月十五日

知事告諭

七月七日支那事變勃發一周年に當り本縣知事より左の告諭を發せられたり

福島縣告諭第一號

茲に支那事變勃發一周年を迎へ敢て銃後百六十萬縣民に告ぐ
 惟ふに隣邦唇齒の誼を厚うして東亞の安定を圖り四海平和の基礎を確立せ
 んとするは帝國不動の國是なり 然るに支那國民政府は我が眞意を解せず
 容共抗日を以て其の政策となし道義を破りて頻に事を構へ竟に今次事變を
 激發す 爾來我が不擴大方針は彼によりて省みられず北支事變は幾何もな
 くして支那事變となり 茲に全面的且積極的膺懲の義戦を見るに至れり
 即ち出征の將兵は外に聖戰の戈を進めて忠烈克く戦果を收め銃後の國民亦
 内に奉公の至誠を捧げて各々其の職能に恪遵し舉國一心皇國の大使命遂行
 に邁進す 是れ一に 御稜威の然らしむ所にして洵に感激に勝へざる所な
 り而して此の間既に其の首都南京攻落のことありたるも蔣政權の頑迷尙國
 共合作の下に妄動し竊に外力と通じて長期抗戰の意を更めず 此に於てか
 帝國政府は重大聲明を發して國民政府を對手とせず専ら新興支那政權を育
 成し相携へて明朗東亞建設の大事業遂行を期し曩に深く國民の發奮を促す

所あり 斯くして時局益々重大を加へ國際情勢亦複雑微妙を極めて事態の
 推移として逆觀の難きものあり

事變は本日を劃して滿一ヶ年を経過したり 洵に作戦地域の廣大にして出
 動部隊の多きこと有史以來の事に屬し之に伴ふ戦費資材の巨額に達するは
 言を俟たず隨つて國民皆兵の精神に則り銃後の國民亦齊しく經濟、思想の
 戰士となり消極退嬰分立相剋を去り進取協力以て時艱の克服に邁往する所
 なるべからず 即ち國民生活上消費節約、資源愛護の要今日より急なる
 はなく國民精神作興の急今日より大なるはなし宜しく時局の重大性を確認
 し皇國未會有の危局に處して益々日本精神を昂揚し之を日常生活に實踐具
 現し堅忍持久誓つて所期の目的を貫徹し以て 聖明に應へ奉る所なるべ
 からず 由來我が縣人は傳統の美俗を繼承して質實剛健義勇奉公克く國家
 危難に膺り東北健兒の意氣洵に高きものあり 庶幾くは舉縣一致相戒めて
 崇高なる國家の志を心となし更に一段の奮勵を致し仍て天壤無窮の皇運を
 扶翼し率り以て八紘一宇の大和民族の大理想の實現に勇往邁進せられんこ
 とを

昭和十三年七月七日

福島知事 君 島 清 吉

國民精神總動員貯蓄強調週間設定

貯蓄報國の實効を擧ぐる爲め六月十九日第三小學校に於て各區長、市會議員、振興委員、各種團體、婦人團體代表、各官衙、各工場、各會社、各銀行、庶民金庫、無盡業代表者約百餘名會合相互意見を交換したる結果國策の線に副ひ貯蓄組合の新設並既設組合の改組内容の整備充實を圖り其實績を擧ぐることに決せり、市長の挨拶及實行方法等左の如し

市長挨拶

支那事變は今や第三の階段に入り帝國が其の所期の目的を貫徹する爲めに要する本年度國庫經費は臨時軍事費一般會計の經費を合して實に八十億圓の巨額に達し、然かも之が財源は大半國債に頼むんとする計劃にあり、其の巨額なる國債の消化如何は事變下に於ける我國財政經濟政策の成否の分るゝ所にして亦國策遂行の前途に懸る重大事に屬す故に此莫大なる國債を圓滑に消化し以て帝國財政經濟政策の確立を期する爲め政府に於ては國民貯蓄奨勵の一大運動を起し全國一齊に六月二十一日より同二十七日に至る一週間を國民精神總動員貯蓄強調週間として設定し之を強調せらるゝこととなせり、本縣に於ては政府の方針を體し本運動の實効を擧げんことを期し本月十三日國民精神總動員福島縣實行委員會を開催し其の答申に基き本縣に於ける奨勵運動要綱別記の通定められたり本市亦國策に順應し其の目的達成の爲め關係各位の會同を煩はし親しく之が實行方法を協議せんとなす何卒本運動の趣旨を諒せられ之が普及徹底と其の實績を擧ぐる様御配慮相成たし

國民貯蓄奨勵實行方法

一、市に於て實施するもの

- 一、町内又は部落毎に貯蓄組合の設置を勤奨すること
 - 二、市役所吏員の貯蓄組合を設置すること
 - 三、宣傳資料を頒布すること
 - 二、各官廳に於て實施するもの
 - 一、各官廳は其の系統に屬する諸團體等に對し趣旨の普及徹底を圖ること
 - 二、各官廳毎に貯蓄組合を設置すること
 - 三、各學校に於て實施するもの
 - 一、學生、生徒兒童、青年團、婦人會員等に對し國民貯蓄精神を涵養せしむること
 - 二、學校職員、青年團、婦人會は本趣旨に基き貯蓄組合を組織するの外強制に涉らざる程度に於て學生生徒、兒童をして貯金を爲さしむること
 - 三、地方の貯蓄組合等設置に協力すること
 - 四、銀行、會社、工場に於て實施するもの
 - 一、社員(行員)又は従業員に對し趣旨の普及徹底を圖ること
 - 二、社員又は従業員の貯蓄組合を設置すること
 - 五、各種組合に於て實施するもの
 - 一、産業組合、商業組合、工業組合其他申合せ同業組合等は各組合員に對し趣旨の普及徹底を圖ること
 - 二、組合員の貯蓄組合を設置すること
- 貯蓄の方法
- 一、貯蓄の方法は郵便貯金、銀行預金、信用組合貯金、金錢信託、無盡掛金又は國債證券、貯蓄債券其の他の債券の購入、生命保險、簡易保險、郵便年金の加入を爲す等如何なる方法にても宜しきこと

- 二、貯蓄組合に關しては責任者を定め且各組合員の貯金高を常に明瞭ならしむる各人別貯金臺帳を整備すること
- 三、責任者は組合員の貯蓄を斡旋督勵すること
- 四、組合員の貯金方法を定め貯蓄の標準を定むること
- 五、拂戻に付一定の制限を設け濫りに拂戻を爲さしめざること
- 六、既設の組合等は今回改めて改組の必要なも其の内容を整備充實すること

支那事變勃發一周年記念行事

七月七日は支那事變勃發一周年に當り聖戰の意義及時局の重大性を更に深く認識し銃後の熱誠堅忍持久の精神を増進し且物心兩方面の總動員態勢を具現し以て學國一致時艱の克服に邁進するの決意を益々昂揚すると共に戰歿將兵の英靈に對し感謝をなし、併せて出征將兵の勞苦を偲ぶ爲め記念行事實施に關し六月二十九日關係者、各團體員會合協議の結果左の行事を實施せり

實施事項

一、當日午前十一時より縣社子歛倉神社及第四小學校に於て戰歿將兵の追悼並出征將兵の武運長久祈願を行ふ

式次第

- 一同着席 (午前十一時) 開式の辭 (助役)
- 修 祓 齋主祝詞奏上
- 玉串奉奠 一同退下
- 遙 拜 (庭上)

宮城遙拜 靖國神社遙拜默禱 (正午)

閉式の辭 退 散

- 二、一般市民默禱 (正午)
- 三、一茶主義の實行
- 四、一戸一品以上献納 (古金物類)

各區長、青年團員、婦人團體員協同市民の協力により好成绩を收めたり、其成績別表の如し

- 五、各種勤勞奉仕
- 六、各學校にては生徒兒童に訓話
- 七、平市軍事後援會主催の下に午後一時より市内現役及出征軍人戰病歿者遺家族に對し愛國婦人會員、國防婦人會員、平婦人會員、平女子青年團員、方面委員、市役所員部署を定め慰問をなしたり

支那事變一週年記念行事一戸一品献納一覽表

町名	區名	鐵貫匁	金額	其ノ他貫匁	金額	合計
長橋町	一	三貫四〇匁	五圓〇〇	五貫九〇匁	一九圓〇元	二四圓元
研町、古鍛冶町	二	一七、二〇〇	七、二六	七、八八〇	一〇、〇四六	一七、二九二
紺屋町	三	五、六〇〇	二、三五	七、五〇〇	一〇、八五〇	一六、四〇〇
田町	四	一五、五〇〇	元、八九	六、五〇〇	二二、〇八九	二七、五八八
一丁目	五	五、四〇〇	一圓、〇六	四、九〇〇	一〇、三〇六	一五、七〇六
二丁目	六	九、三〇〇	三、七四	七、二〇〇	一六、二〇四	二二、九〇八
三丁目	七	七、三〇〇	三、〇七	一八、五〇〇	二〇、八七七	二八、〇五四
四丁目	八	二、五〇〇	四、八三	六、六〇〇	一三、九三三	一七、二三三

町名	區名	鐵貫匁	金額	其ノ他貫匁	金額	合計
五丁目	九	六貫五〇匁	一九圓六	三貫五〇匁	一圓五	三圓三
新川町	〇	六、六〇〇	一六、七	二、三〇〇	七、九	三、〇
材木町	二	〇、〇〇〇	二〇、三	六、〇〇〇	三、〇	三、五
鍛冶町	三	八、〇〇〇	三、六	三、八〇〇	九、九	三、〇
南町	三	一〇、七〇〇	二、六	四、〇〇〇	三、五	九、〇
久保町	四	五、〇〇〇	二、八	三、三〇〇	八、七	一〇、五
胡摩澤	五	一、六〇〇	六、九	五、五〇〇	五、九	三、六
北白銀町	六	四、九〇〇	二、九	一、〇〇〇	一〇、三	三、三
仲間町	七	一、六〇〇	六、七	四、二〇〇	三、三	一〇、〇
鎌田町	八	三、三〇〇	三、六	一、二〇〇	四、九	一八、七
立町	九	三、四〇〇	五、〇	三、〇〇〇	三、五	一七、五
堤ノ内	〇	九、三〇〇	三、五	六、〇〇〇	二、九	一六、五
南白銀町	一	七、六〇〇	三、三	二、六〇〇	一〇、五	三、六
大工町	二	三、二〇〇	三、三	三、〇〇〇	六、五	一九、三
播樋小路	三	一、四〇〇	四、五	一、五〇〇	二、九	一七、三
舊城跡	四	三、八〇〇	五、〇	四、〇〇〇	四、五	一七、三
八幡小路	五	一、一〇〇	一、〇	一、〇〇〇	三、〇	一三、七
月見町	六	一、九〇〇	五、〇	四、〇〇〇	四、〇	一九、〇
北目町	七	四、九〇〇	二、五	一、四〇〇	五、七	一七、五
大町、志目	八	三、〇〇〇	五、〇	六、四〇〇	三、九	一七、三
上平窪	九	六、五〇〇	六、四	二、四〇〇	二、四	一八、六
中平窪	〇	五、〇〇〇	二、〇	四、四〇〇	四、四	一六、五
下平窪	一	六、九〇〇	二、六	四、二〇〇	一〇、六	一三、五
中鹽、四ツ波	二	四、六〇〇	一、三	二、九〇〇	五、〇	一六、九

町名	區名	鐵貫匁	金額	其ノ他貫匁	金額	合計
幕之内、大室	三	四、〇〇〇	九、六	—	—	九、六
鯨岡	—	—	—	—	—	—
片倉警城製絲	—	—	—	—	—	—
警城女學校	一	六、八〇〇	一四、五	六、二〇〇	三、〇	三、〇
片倉従業員一同	—	—	—	—	—	—
合計	—	一、〇〇〇	三、五	六、二〇〇	六、五	一〇、三

告示

告示第一〇號
 市參事會の議決を経たる昭和十三年度平市歳入歳出更正豫算の要領左の如し
 昭和十三年六月二十日
 平市長 青沼 鋒 太郎

記

歳入	金額
九、縣補助金	五、七五八、〇〇〇
三、出征應召軍人相談所補助	二〇〇、〇〇〇
一、寄附金	三〇、一二九、〇〇〇
一、指定寄付金	二九、九〇九、〇〇〇
三、雜收入	六、五三九、〇〇〇
一、雜收入	五、二七一、〇〇〇
歳入合計	五五七、九〇三、〇〇〇

歳出 (經常部)	
一、會議費	三、三三五、〇〇〇
二、雜給	二二五、〇〇〇
三、需用費	九二〇、〇〇〇
三、役所	六五、四六六、〇〇〇
二、給料	四一、一五二、〇〇〇
三、雜給	一三、九〇三、〇〇〇
四、土木	一七、七〇二、〇〇〇
一、雜給	一、九三七、〇〇〇
五、小學校	九九、四四七、〇〇〇
二、需用費	一四、九二五、〇〇〇
六、商業學校	二八、六三四、〇〇〇
二、需用費	三、八〇二、〇〇〇
三、水道	一六、八〇一、〇〇〇
一、雜給	四、八二四、〇〇〇
元、社會事業費	五、四九〇、〇〇〇
四、社會施設費	九二五、〇〇〇
五、出征應召軍人相談所費	三〇〇、〇〇〇
經常部計	二九六、四三七、〇〇〇
歳出 (臨時部)	
一、都市計畫調査費	一、四二九、〇〇〇
一、給料	六四四、〇〇〇
臨時部計	二六一、四六六、〇〇〇
歳出合計	五五七、九〇三、〇〇〇

歳入	
八、國庫補助金	三、五四〇、〇〇〇
一、職業紹介所補助	一三五、〇〇〇
三、縣補助金	五、六六八、〇〇〇
六、職業紹介所補助	二〇、〇〇〇
一、寄附金	四三、一五一、〇〇〇
一、指定寄附金	四二、九三一、〇〇〇
歳入合計	五七〇、三七四、〇〇〇
歳出 (經常部)	
三、役所	六七、四〇二、〇〇〇
二、給料	四二、一八七、〇〇〇
三、雜給	一四、六一八、〇〇〇
四、需用費	九、四〇六、〇〇〇
六、職業紹介所費	一、二五七、〇〇〇
一、給料	七〇一、〇〇〇
二、雜給	二〇三、〇〇〇
三、需用費	三四八、〇〇〇
經常部計	二九五、八八六、〇〇〇

告示 第一一號
 市會の議決を経たる昭和十三年度平市歳入歳出豫算の要領左の如し
 昭和十三年六月二十七日
 平市長 青沼鋒太郎

歳出 (臨時部)

三、訴訟費	三六、〇〇〇
一、訴訟費	三六、〇〇〇
三、公會堂費	三六、九〇四、〇〇〇
一、公會堂建設費	三六、九〇四、〇〇〇
臨時部計	二七四、四八八、〇〇〇
歳出合計	五七〇、三七四、〇〇〇

告示第一二號
 平市職業紹介所は昭和十三年六月三十日限り廢止せり
 右告示す

昭和十三年七月八日
 平市長 青沼鋒太郎

辭令

昭和十三年六月三十日	掃除監督を命す月俸五拾參圓給與	佐藤平吉
	衛生主任兼社會事業係を命す	佐藤平吉
	書記補を命す月俸四拾圓給與	佐藤平吉
	財務係を命す	佐藤平吉
	産業係	佐藤平吉
	産業係主任兼統計係主任	佐藤平吉

庶務係	書記	吉田政吉
國縣稅係	同	關場和一
統計係兼産業係	書記	小野清
産業係兼統計係	技手	八島忠次
衛生係兼務	書記補	佐久間六良
各頭書係を命す		

御用濟解職

金參百八圓	元平市書記	神長倉金造
金六拾九圓	同	市原伸二

退職給與金(各頭書)を給す

市會

昭和十三年六月二十五日開會附議事件左の如し

- 一、昭和十三年度平市歳入歳出更正豫算
- 一、職業紹介所敷地無償貸付の件
- 一、職業紹介所用備品寄附の件
- 一、職業紹介所廢止の件

市參事會

- 昭和十三年六月十八日開會附議事件左の如し
- 一、昭和十三年度平市歳入歳出更正豫算
- 一、土地賣却處分の件
- 一、寄附採納の件 (二件)

委員會

六月十二日	公會堂委員會	七月三日	土木委員會(被害地實地調査)
六月十六日	土木委員會	七月五日	土木委員會(〃)
六月十七日	土木委員會	〃	方面委員會
〃	公會堂委員會	七月六日	第四小學校増築委員會(平窪關係區長協議)
六月廿四日	商業學校建築委員會	七月九日	土木委員會(平窪關係區長及土木係者協議)
〃	公會堂委員會	七月十日	公會堂委員會
七月二日	土木委員會		

都市計劃委員會

昭和十三年七月四日開會の都市計劃福島地方委員會に於て平都市計劃街路左の通り決定せり

平都市計劃街路

第一街路の等級及幅員は左の標準に依る

- 一、廣路 幅員 四四「メートル」以上
 - 二、一等大路は左の三類とす
 - 第一類 幅員 三六「メートル」以上 第二類 幅員 二九「メートル」以上
 - 第三類 幅員 二二「メートル」以上
 - 三、二等大路は左の三類とす
 - 第一類 幅員 一八「メートル」以上 第二類 幅員 一五「メートル」以上
 - 第三類 幅員 一一「メートル」以上
 - 四、一等小路 幅員 七「メートル」以上
 - 五、二等小路 幅員 四「メートル」以上
- 第二前項に定むるものを除くの外街路の築造に關しては大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令の定むる所に依る

第三都市計劃街路左の如し

街路番號	等級別號	街路名稱	起點	終點	主なる經過地	幅員
二三一		田谷川瀨線	田町	飯野町村大字	飯野町村大字	一一
		但起點より二等大路第三類第二號線の起點に至る區間の幅員は之を十五「メートル」とす				
二三二		御厩線	十五丁目	内郷村大字	内郷村大字	一一
		但起點より延長約九百五十「メートル」の區間の幅員は之を十五「メートル」とす				
二三三		鹽線	十五丁目	神谷村大字	神谷村大字	一一
		但起點より二等大路第三類第十一號線との交叉點に至る區間の幅員は之を十五「メートル」とす				
二三四		小太郎町	小太郎町	内郷村大字小島	内郷村大字小島	一一
二三五		正内町線	小太郎町	正内町	正内町	一一
二三六		紺屋町線	三丁目	紺屋町	紺屋町	一一
二三七		鎌田線	三丁目	神谷村大字鎌田	神谷村大字鎌田	一一
		但夏井川新架橋西詰より終點に至る區間の幅員は之を「メートル」とす				
二三八		田町下平窪線	田町	大字下平窪	好間村大字川中子	一一
		但起點より約四百「メートル」の區間の幅員は之を十五「メートル」とし一等小路第十二號線の起點より終點に至る區間の幅員は之を八「メートル」とす				

二三九	田町 幕ノ内線	田町 大字幕ノ内 禰宜町	一一
二三〇	大工町 上荒川線	飯野村大字上 荒川	一一
二三二	禰宜町 南白土線	飯野村大字南 白土	一一
二三三	搔槌小路 明治町線	飯野村大字谷 川瀬字明治町	一一
二三三	搔槌小路 但二等大路第三類第四號との交叉點より終點に至る區間の幅員は之を八「メートル」とす		一一
二三三	長橋町 小島線	内郷村大字小 島	一一
二三三	品寺前線 但起點より延長約二百「メートル」の地點より二等大路第三類第八號線との交叉點に至る區間を幅員は之を八「メートル」とす	大館 九品寺前 七軒町、北目町	一一
一小一	田町、小太郎町線	田町 小太郎町	八
一小二	田町、大町線	田町 大町	八
一小三	下川原、北白土線	飯野村大字北 白土	八
一小四	鹽、小島線	神谷村大字鹽 島	八
一小五	谷川瀬、南白土線	飯野村大字谷川瀬 同村大字南白土	七
一小六	紺屋町古鍛冶町線	紺屋町 古鍛冶町	八
一小七	長橋町、下好間線	長橋町 好間村大字下好間	一一
一小八	搔槌小路、鯨岡線	搔槌小路 大字鯨岡	八
一小九	搔槌小路 但起點より二等大路第十一號線との交叉點に至る區間の幅員は之を七「メートル」とす		八
一小〇	中鹽線	搔槌小路 大字中鹽	七
一小一	品寺前線	舊城跡 九品寺前	七
一小二	舊城跡、手摺線	舊城跡 手摺	七
一小三	下平窪、愛谷線	大字下平窪 好間村大字愛谷	七
一小三	下平窪、鎌田線	大字下平窪 神谷村大字鎌田	八
一小一	中鹽支線	大字中鹽 大字中鹽	六
一小二	鹽、鎌田線	神谷村大字鹽 神谷村大字鎌田	六

六月中文書收受發送數

種別	收受數	發送數	計
庶務	四七七	四八三	九六〇
學務	一〇〇	八四	一八四
工務	一一四	一一七	二三一
社會	九四	一九六	二九〇
産業	二二七	一八〇	四〇七
合計	一、八二四	一、八三八	三、六六二

戸籍及寄留事件

(六月中)

種別	本籍	非本籍	計
出生	四九	一七	六六
死亡	二〇	六	二六
婚姻	二二	一	二三
離婚	一	一	二
其ノ他	三二	一	三三
計	一二四	二五	一四九

種別	寄留謄抄本	計
戸籍謄抄本	一九〇件	一九〇件
寄留謄抄本	二件	二件

水害概況

六月二十八日夜來の降雨は二十九日に至り一層烈しく各河川氾濫増水し夏井川、好間川、新川は共に水に比し十五尺以上の増水量を示し家屋、田畑の浸水、道路、堤塘、河川の損傷甚しく縣道警城橋を中心とし其左右は最も劇甚を極め殊に好間村川中子平窪内間約四百米、宇曲田四左衛門間約三百米間は水深六、七尺に達し交通不能となれり、依て消防組、青年團等と協力して救護船により交通警備の方法を圖り組員を要所に配備し警戒防備に努めたり、而して二十九日は被害多き、同部落民中浸水戸數三一戸一六九人に對し一時貸出給與をなしたり、本水害に依る道路、河川、堤塘

の崩壞個所の重なるもの左の如く、之等に對しては實地調査の上地元民と協力應急措置を講じ損害の大なる個所は更に之が復舊工作を考究中に屬す農作物の被害概況左記の如く市は直に市農會と協力して應急措置ヲ講じ之が回復に努めつゝあり。

水害地農作物應急措置方法

水稻

- 一、耕地の停滯水は速に除去の方法を講ずると共に汚濁物の附着せらる様防除に努むること
- 二、土砂の浸入せるものは速に之を取り除き株起しをなすこと又必要に應じては株分けに依り補植する等適當の方法を講ずること
- 三、水引けば新しき水と交換し更に排水を促し又株元に泥土の沈積せる場合は除草と共に之を掻き除きて分蘖の促進を圖ること
- 四、最近の天候不順並に豪雨の爲め除草の遅延したるものは天候の回復を俟ち速に除草を行ふこと、尙冷雨中の除草は可成之を差控ふるを宜しとす
- 五、除草の遅延したるものは事情に應じ適宜回數を減ずることし止草は七月二十日頃迄に必ず終ること
- 六、追肥は此の際行はざるを可とす
- 七、濁水に浸漬したる水稻は黄斑性萎縮病及稻熱病發生の惧あるを以て可成速に展着劑加用四斗式過石灰ボルトー液反當八斗の割にて撒布すること
- 八、被害激甚にして收穫の見込なき乾田に在りては可成速に之を耕起し大豆、そば、美濃早生大根、二十日大根、蒞稜草、其他適當なる代用作物を栽培する等之が利用の方途を講ずること

麥類、大小豆、陸稻

- 一、濁水を被れる畑地は速に排水を圖ること
- 二、麥類に在りては速に刈取り適宜の方法により之を乾燥することとし又土砂の附着せざるものは乾燥後其の地方の適當なる方法を以て之を除き去し特に調製に當りては土砂の混入せざる様注意すること
- 三、大、小豆及陸稻に在りては可成速に浅く中耕土寄を行ひ土壤を膨軟にし根部の生育を促すこと
- 四、被害激甚にして回復の見込なき場合に在りては大豆の移植、小豆の再播種等適切なる方法を講ずること

蔬菜類

- 一、浸水せる畑地に在りては速に畑の周圍に深目の排水溝を設け努めて排水をなし地面の乾燥に留意すること
- 二、浸水せるものに在りては往々腐敗の恐れあるを以て收穫期のもものは勿論收穫期の近づけるものは可成速に收穫處理すること、尙生育過程のものに在りては中耕土寄をなし土壤を膨軟にすること
- 三、脱水後速に莖葉を起し如露、噴霧器等を以て土砂を洗滌し置き土壤稍々乾燥せば根元に沈積せる土砂を取除き中耕を行ひ作物の回復を圖ること
- 四、茄、蕃茄、胡瓜、南瓜等の枝葉繁茂に過たるものは適宜剪除したる後速效性窒素質肥料(硫酸、反當二貫五百匁位)を追肥し中耕を行ひ之が回復を圖ること
- 五、枝豆、菜豆等にして長時間浸水せるものは回復の見込なきを以て適當なる代作を行ふこと
- 六、浸水したるものは病害發生し易きに依り草勢稍々回復せば作物に應し夫々左の藥劑撒布を行ふこと
茄、五斗式等量石灰ボルドー液

蕃茄、胡瓜、展着劑加用四斗式等量石灰ボルドー液
 南瓜、西瓜、越瓜、扁蒲甘藍、みつば、四斗式等量石灰ボルドー液
 葱、カゼイン石灰加用四斗式石灰ボルドー液
 馬鈴薯、四斗式等量石灰ボルドー液
 (馬鈴薯は土壤中に稍々透過する程度に撒布すること)
 七、被害激甚にして回復の見込なき場合に在りては適當なる代用作物の栽培に努むること

代用作物例

種類名	播種期	收穫始	收穫終	被害程度
美濃早生大根	七月上旬	八月下旬	九月下旬	延長十四間五分、法高八尺五寸
人參	同	十一月	三月	全上 (右岸)
越瓜	同	八月	九月	長四間、法高八尺五寸
抑制菜豆	同	九月	十月	四ヶ所延長二十七間(右岸)
聖護院大根	同	七月	十月	二ヶ所長五間 (左岸)
結球白菜	同	七月	十月	延長三十間、巾一間
道路、堤塘、橋梁被害概況				
個所	種別	被害程度		
上平窪眞根井地内	護岸兼道路	延長十四間五分、法高八尺五寸		
中平窪高橋勝見澤地内	堤塘兼道路	全上 (右岸)		
大室洞内地内	道路法崩	四ヶ所延長二十七間(右岸)		
幕ノ内大衛	路面洗浚	二ヶ所長五間 (左岸)		

平市六間門 道路法崩 長五間、巾二間
 // 舊城跡 // 長三間、巾三尺
 暮ノ内手掘地内 平橋芥除杭 四本流倒
 飯野村北白土平市五色町地内 板橋 長十間、巾二間
 四波一水口地内 橋梁阿元 長二間五分
 四波笹目田 土橋 長五間、巾九尺
 右の外夏井川及好間川に架設橋梁流失三あり

農作物被害概況

耕地種類	農作物種類	被害面積	損害見積價格	被害程度	被害場所
水	水稻	二二七	一三、二七二	八割以上 減收見込	主トシテ舊平窪地 内及市街南裏方部
田	//	三三九	一一、八六五	五割以上	//
//	//	五二五	一一、一〇五	三割以上	//
計		一一〇一	三六、二四二		
大	大麥	七一	一、四二〇	皆無	主トシテ夏井川沿 岸地帯
小	小麥	三五	一、〇五〇	//	//
畑	蔬菜類	一七二	八、四二九	七割以上 減收見込	//
桑	桑園	二〇	四〇〇	皆無	//
//	//	四五	四五〇	五割以上 減收見込	//
//	//	八〇	四八〇	三割以上	//

産 業

鐵鋼配給統制に就て

計 四三三 一一、二二九
 合計 一五二四 四八、四七一

昭和十三年六月二十日付商工省令第三十三號を以て鐵鋼配給統制規則が公布されまして七月一日より施行されて居ます

鐵鋼の製造業者又は販賣業者は官廳、公共團體又は商工大臣の指定したる統制團體(本縣にては鐵工組合聯合會が指定されて居ります)に於て發行する鐵鋼割當證明書と引換へなければ鐵鋼を使用するものに對し販賣することが出来なくなりました

但し御料品、官廳、公共團體に於て購入するもの製鐵用原料又は材料として製鐵業者に鐵鋼を販賣するとき、天災、事變、其他已むを得ざる事由により割當證明書によることを得ざる時、之の限でありませぬ

鐵鋼割當證明書と引換へ購入したる鐵鋼は之を他人に譲渡することは出来ませぬ

鐵鋼の製造業者又は販賣業者は其引換へたる割當證明書を商工大臣に提出しなくてはなりません

鐵鋼の販賣業者は左記事項を記載したる帳簿を備へて置かなければなりません

一、購入したる鐵鋼の種類別、用途別、數量及價格約定及受入れの年月日並に購入先の氏名名稱及住所

二、販賣したる鐵鋼割當證明書の發行者、約定及引渡の年月日引渡地並に販賣先の氏名名稱及住所

三、毎月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量
公共團體、工業組合、其の他の統制團體に屬せざる鐵鋼需要量年額一疋未
滿の業者は四半期毎に(今回は七月より九月迄の三ヶ月分、次回は十月
より十二月迄の三ヶ月分)知事宛鐵鋼割當證明申請書を提出して證明を得
なければ鐵鋼材を購入することが出来ません
以上は鐵鋼配給統制規則の概要であります

綿製品の加工制限に就て

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十八號を以て綿糸、綿織物、又は綿
莫大小に付ては昭和十三年六月二十九日より同年七月二十八日に至る期間
染、晒、裁斷、其の他の加工を爲すことを得ず、本令は公布の日より之を
施行すとなつて居ります
右は綿製品の國內向生産並に消費の制限に伴ひストック品に付ては今後最
も適切なる用途に之を振向けしむる要有之爲め一時綿製品の加工を停止せ
んとするであります

福島縣物價標準最高價格決定に就て

今次事變に伴ふ物質電給の調整機關として福島縣地方物價委員會を設置し
六月三十日第一回委員會を開き本縣に於ける物價の標準最高價格が決定さ
れました(價格表は印刷の上各戸に配布に付記載省略す)
標準最高價格の決定せる商品は勿論決定以外の總ての商品(八百屋物に至
る迄)に對しても正札又は販賣價格の表示(正札を貼付し得ざる商品に對
しては店頭にて價表を掲示すること)をなすと共に標準商品を展示して置
なくてはなりません
標準最高價格以上に販賣したるものときは暴利として取調を受けます

から注意を要します

廳中記事

- 六月十九日 國民精神總動員貯蓄報國週間設定に關し第三小學校講堂に於
て協議會開催(記事参照)
- 七月四日 大日本運動本部主催講演會
- 七月七日 支那事變勃發一周年記念行事執行(記事参照)
- 七月八日 縣下四市稅務外勤員協議會
- 七月九日 同上
- 七月九日 名譽の戦死者半谷伍長遺骨午後六時二十二分平驛着無言の凱
旋せられ青沼市長、市會議長、名譽職員、官衙、學校長、軍人分會、
青年團、各種婦人團體員、其他多數出迎へたり
- 七月十日 慰問袋募集に關し協議會を開く

昭和十三年七月十五日

發行人 兼發行所 平市役所

印刷者 川崎文治

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

福島縣平市長橋町三五番地

電話 六三〇番